

県立希望が丘学園のあり方検討会設置要綱

(設置の目的)

第1条 ケアニーズの高い子どもへの支援などを含めた施設の高機能化及び小規模化・多機能化等のあり方を検討するため、県立希望が丘学園のあり方検討会（以下「あり方検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 「あり方検討会」は次の事項について検討を行うこととする。

- (1) 児童及び家庭への支援
- (2) 高機能化及び多機能化
- (3) 児童の環境改善

(委員の構成)

第3条 「あり方検討会」は、委員7名で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

- 2 会長は、会務を統括し、「あり方検討会」を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第7条 「あり方検討会」の庶務は、子ども・福祉政策部子ども家庭課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「あり方検討会」の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。